

介護保険の施設サービスなどの利用者負担が10月から変わります

介護保険制度がスタートして5年が経ちました。

現行の制度では、サービスを利用される場合、同じ要介護状態の方でも、在宅生活の方と施設に入所（入院）されている方では費用負担が大きく異なっています。

これは、在宅の場合は居住費（家賃、光熱水費など）や食費は本人が負担しているのに対し、施設に入所（入院）している場合は、これらの費用は保険から給付される（食材料費を除く）からです。なお、グループホームやケアハウスは現在でも、居住費・食費は利用者が負担しています。

今回の見直しは、同じ要介護状態であれば、どこでサービスを受けても給付と負担が公平となるよう、介護保険の保険給付の範囲を「介護」に要する費用に重点化し、「居住」や「食費」に要する費用は、介護保険の対象外とするものです。

なお、所得の低い方につきましては所得の段階に応じて負担の限度額が設けられます。

また、サービスを利用される場合の利用者の負担額について一定の限度額を定めた高額介護サービス費についても見直されます。

居住費と食費が見直されたことにより、サービス利用者の1割負担の基となる介護報酬も見直されます。

1 見直される居住費 と食費について

居住費と食費が見直される施設系サービスの種類

- ・介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）における入所（入院）及び短期入所サービス
- ・居住費と食費の金額は、利用される施設や部屋の区分等によって異なり利用者との施設の契約によって決まりますが、平均的な負担額は表1のとおりです。

なお、居住費の内容は、個室では室料と光熱水費相当、多床室（相部屋）では、光熱水費相当とされています。また、食費の内容は、食材料費と調理コスト相当とされています。（短期入所サービスの場合は、滞在費と呼びます。）

表1 基準費用額 ()内は、月額概数

	居住費		食費
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	
ユニット型個室	1,970円/日(6.0万円)	1,970円/日(6.0万円)	1,380円/日 (4.2万円)
ユニット型準個室	1,640円/日(5.0万円)	1,640円/日(5.0万円)	
従来型個室	1,150円/日(3.5万円)	1,640円/日(5.0万円)	
多床室	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	

従来型個室利用の方であっても多床室の適用を受ける場合があります。利用者の負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料（特別な食費）がかかる場合があります。

食費が見直される通所系サービスの種類

- ・通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・これらの食費については、利用者と施設との契約で額が決定されます。

2 施設系サービスの居住費と食費の利用者負担の限度額について

居住費と食費の利用者負担額は、施設との契約によることが原則になりますが、所得の低い方（表2に該当される方）についてはサービスの利用が困難にならないよう、利用者負担の限度額（表4）が設けられます。一方、施設には平均的な費用（表1）と利用者負担の限度額（表4）との差額を保険で補う補足給付（特定入所者介護サービス費の支給）が新たに設けられます。

なお、表3に該当される方は、利用者負担の限度額が設けられませんが、施設との契約により居住費と食費の額が決まります。

現在、施設系サービスをご利用の方につきましては、担当ケアマネジャーや施設担当者からの説明または市から申請書を郵送し案内を行っています。新たにサービスを利用される方等で案内がない場合もありますので、その場合は市介護保険担当までご連絡ください。

表2 利用者負担に限度額が設けられる方

利用者負担第1段階の方
・市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
・生活保護受給者
・境界層該当の方
利用者負担第2段階の方
・市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
・境界層該当の方
利用者負担第3段階の方
・市民税非課税世帯で利用者負担第2段階以外の方
・境界層該当の方
・市民税課税層(利用者負担第4段階の方)における特例減額措置の適用を受ける方
境界層該当とは
本来適用されるべき居住費・食費や高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方
特例減額措置とは
利用者負担第4段階の高齢者夫婦世帯等で、どちらかの方が施設に入所された場合、在宅で生活されている配偶者等の生計が困難にならないように負担の軽減が図られるもの。対象になる方については一定の要件があります。

表3 利用者負担に限度額が設けられない方

利用者負担第4段階の方
・本人は市民税非課税の方で世帯に市民税課税の方がいる場合
・本人が市民税課税の方

表4 利用者負担の限度額

利用者負担第1段階の方 ()内は、月額概数			
	居住費		食費
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	
ユニット型個室	820円/日(2.5万円)	820円/日(2.5万円)	300円/日 (1.0万円)
ユニット型準個室	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	
従来型個室	320円/日(1.0万円)	490円/日(1.5万円)	
多床室	0円/日(0円)	0円/日(0円)	
利用者負担第2段階の方 ()内は、月額概数			
	居住費		食費
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	
ユニット型個室	820円/日(2.5万円)	820円/日(2.5万円)	390円/日 (1.2万円)
ユニット型準個室	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	
従来型個室	420円/日(1.3万円)	490円/日(1.5万円)	
多床室	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	
利用者負担第3段階の方 ()内は、月額概数			
	居住費		食費
	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	
ユニット型個室	1,640円/日(5.0万円)	1,640円/日(5.0万円)	650円/日 (2.0万円)
ユニット型準個室	1,310円/日(4.0万円)	1,310円/日(4.0万円)	
従来型個室	820円/日(2.5万円)	1,310円/日(4.0万円)	
多床室	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	

従来型個室利用の方であっても多床室の適用を受ける場合があります。利用者の負担は居住費・食費のほか、介護保険サービスの1割負担があります。その他、施設によっては、日常生活費、特別な室料（特別な食費）がかかる場合があります。

3 高額介護サービス費について

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの1割負担額が所得に応じた負担上限額を超えた場合にその差額を支給しています。

10月からは、表5のとおり 世帯全員が市民税非課税（24,600円）の方について負担額の一部が見直されます。

手続きについては、広報あしや（10月1日号）に掲載する予定です。

対象となる利用者負担

- 居宅での介護サービスの費用に係る1割負担分（福祉用具購入費・住宅改修等は除く）
- 施設での介護サービスの費用に係る1割負担分

表5

現行	上限額	見直し後	上限額
一般(市民税課税世帯)	37,200円	利用者負担第4段階	37,200円
世帯全員が市民税非課税	24,600円	利用者負担第3段階	24,600円
		利用者負担第2段階	15,000円
生活保護受給者又は市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	15,000円	利用者負担第1段階	15,000円

4 今回の見直しによる利用者負担額の変化

これまで説明しました費用の見直しを要介護5の特別養護老人ホーム入所の方で多床室（相部屋）を利用した場合の利用者負担額の現行と見直し後を比較したものが表6です。なお、表の()内は従来型個室を利用した場合の利用者負担額です。

表6 (単位：万円/1カ月あたり)

現行	利用者負担合計	保険対象		見直し後	
		1割負担	居住費	1割負担	保険対象外 居住費 食費
利用者負担第1段階の方	2.5	1.5	-	0	1.0
利用者負担第2段階の方	4.0	2.5	-	1.0	1.2
利用者負担第3段階の方	4.0	2.5	-	1.0	2.0
利用者負担第4段階の方	5.6	3.0	-	1.0	4.2

(参考)標準的なケース